

大阪市男女共同参画審議会委員名簿

令和7年8月 29 日現在

(五十音順・敬称略)

委 員 名	役 職 等
いずみ まゆみ 出水 眞由美	公募委員
おおつか たかお 大 束 貢生	佛教大学 社会学部 教授
きしもと さかえ 岸 本 栄	市会議員
こばやし こうじ 小 林 幸治	大阪商工会議所 人材開発部 部長
さえき 佐伯 タダシ	NPO 法人ファザリング・ジャパン関西 中河内支部長
しみず 清水 こう	市会議員
すずい えみこ 鈴井 江三子	大手前大学大学院 国際看護学研究科 研究科長
せんだ なおき 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
とくの ひさし 徳野 尚	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 事務局長
とりう ゆきえ 鳥生 由起江	大和エネルギー株式会社 監査役
ほうのき かおる 朴 木 佳緒留	神戸大学 人間発達環境学研究科 名誉教授
まえだ ようこ 前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会 会長
ますだ ひろこ 増田 裕子	公募委員
ますもと さおり	市会議員
やん さおり 梁 沙織	梅田総合事務所 弁護士

大阪市男女共同参画審議会規則

制 定 平 15.8.15 規則 104

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪市男女共同参画推進条例（平成14年大阪市条例第74号）第20条第7項の規定に基づき、大阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年8月20日から施行する。

大阪市男女共同参画審議会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市男女共同参画審議会規則（平成15年大阪市規則第104号）第8条の規定に基づき、大阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（書面審議の方法による会議の開催等）

第2条 会長は、緊急に審議会の会議を開催する必要がある場合や、感染症対策の措置を講じる必要がある場合など、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、審議会に属する各委員の意見を聴取し、その総意をもって審議会の議事とすることができる。

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第3条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

（会議の公開）

第4条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認める事項の調査審議をするとき又は会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査審議の目的が達成できないと認められるときは、この限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所（以下「視聴場所」という。）においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

（公開による会議の開催の周知）

第5条 審議会の会議を公開により開催するときは、開催日の7日前の日（その日が大阪市の休日定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の直前の市の休日以外の日）までに、次に掲げる事項を大阪市のホームページへの掲載、及

び市役所本庁舎掲示場における掲示の方法により、周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合等、7日前に周知を行うことができない事情があるときは、周知可能となった後速やかに、会議の開催を周知することとする。

傍聴による場合 開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先

視聴による場合 開催日時、視聴場所、会議の議題、視聴者の定員、視聴手続、問い合わせ先

(傍聴の手続)

第6条 会議の傍聴を認める定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。この場合においては、運営要領第5条の規定による会議の開催の周知において変更後の定員を明らかにするものとする。

3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。

4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴の許可をしない。

危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者

鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者

酒気を帯びていると認められる者

前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者

5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

6 会議の傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴者」という。)は、審議会の事務局の職員(以下、「事務局職員」という。)の指示に従い会場に入場するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。

発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。

写真撮影、録画及び録音は行わないこと。

携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(視聴の手続)

第9条 会議の視聴を認める定員は、会長が、会議の開催の都度、視聴場所の規模その他の事情を考慮してその都度定め、第5条の規定による会議の開催の周知において明らかにするものとする。

2 会議の視聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、視聴場所において視聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、会議の視聴の許可をしない。

危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を所持している者

酒気を帯びていると認められる者

前2号に定めるもののほか、他の者の視聴の妨げとなる行為をするおそれがあると認められる者

4 第2項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

5 会議の視聴の許可を受けた者(以下「視聴者」という。)は、事務局職員の指示に従い会場に入場するものとする。

(視聴場所における視聴者の遵守事項)

第10条 視聴者は、視聴場所においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。

発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

前各号に定めるもののほか、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと。

（報道機関の特例）

第 11 条 報道機関による会議の傍聴及び視聴場所における視聴については、必要に応じ、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 9 条第 1 項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

（資料の配布等）

第 12 条 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、大阪市情報公開条例第 7 条各号に該当することにより公開することが適当でないと考えたもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

（会議録等）

第 13 条 審議会の会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

開催日時

開催場所（第 2 条の規定により書面審議の方法により開催したとき及び第 3 条第 1 項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨）

出席者名（第 2 条の規定により書面審議の方法により開催したときは、その委員名）

第 3 条第 2 項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨

議題

発言者名及び個々の発言（提出意見）内容の要旨（審議会が公開することが適当でないとする事項の調査審議を行った会議にあっては、議事の要旨）

その他審議会が必要と認める事項

2 会議録及び会議資料は、大阪市のホームページへの掲載及び市民情報プラザにおける配架の方法により公表するものとする。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

大阪市男女共同参画審議会専門調査部会 委員名簿

(五十音順)

委 員 名	役 職 等
こばやし こうじ 小林 幸治	大阪商工会議所 人材開発部部長
さえき ただし 佐伯 タダシ	NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西 中河内支部長
せんだ なおき 千田 直毅	神戸学院大学経営学部 教授
とりう ゆきえ 鳥生 由起江	大和エネルギー株式会社 監査役
ほうのき かおる 朴木 佳緒留	神戸大学人間発達環境学研究科 名誉教授

令和7年8月 29 日開催 第 46 回大阪市男女共同参画審議会 出席者名簿

●大阪市男女共同参画審議会委員

会場側(五十音順・敬称略)

委 員 名	役 職 等	
いずみ まゆみ 出水 眞由美	公募委員	
おおつか たかお 大 東 貢生	佛教大学 社会学部 教授	
きしもと さかえ 岸 本 栄	市会議員	
こばやし こうじ 小 林 幸治	大阪商工会議所 人材開発部 部長	
さえき 佐伯 タダシ	NPO 法人ファザリング・ジャパン関西 中河内支部長	
しみず 清水 こう	市会議員	
すずい えみこ 鈴井 江三子	大手前大学大学院 国際看護学研究科 研究科長	
せんだ なおき 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授	※オンライン出席
とくの ひさし 徳野 尚	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 事務局長	※オンライン出席
ほうのき かおる 朴 木 佳緒留	神戸大学 人間発達環境学研究科 名誉教授	
まえだ ようこ 前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会 会長	
ますだ ひろこ 増田 裕子	公募委員	
ますもと さおり	市会議員	

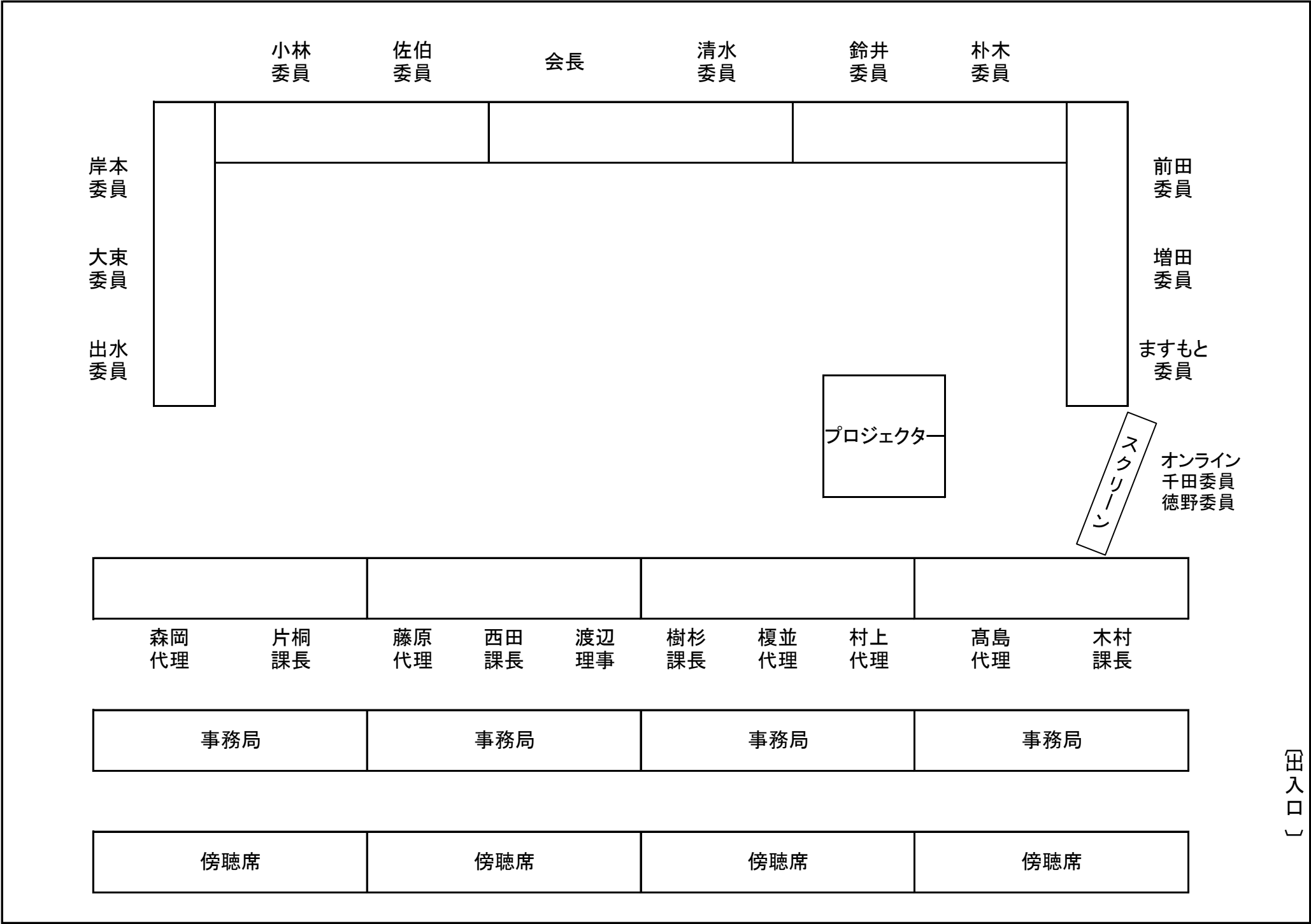
(裏面に続く)

●事務局（市民局ダイバーシティ推進室 男女共同参画課・雇用女性活躍推進課）

氏 名	補 職 等
渡辺 明英	市民局理事
樹杉 香織	男女共同参画課長
西田 秀之	雇用女性活躍推進課長
村上 典子	男女共同参画課長代理
榎並 志津子	配偶者暴力相談支援センター担当課長代理
藤原 弘美	雇用女性活躍推進課長代理
辻井 俊充	男女共同参画課担当係長
奥 尚子	男女共同参画課担当係長
足田 泉	雇用女性活躍推進課担当係長
池田 昂子	男女共同参画課係員

●男女共同参画推進本部常任幹事（要綱記載順・代理出席含む）

氏 名	補 職 等
森岡 真人	総務局人事部人事課長代理
片桐 幹雄	健康局健康推進部健康施策課長
高島 博和	こども青少年局企画部企画課事業調整担当課長代理
木村 賢次	危機管理室危機管理課長



第3次



大阪市

男女きらめき計画

(大阪市男女共同参画基本計画)



令和3～7年度

(概要版)

男女共同参画社会の実現に向けて



近年、社会の多くの分野で男女共同参画の視点を入れた取組や女性の参画、活躍が進むなど、男女共同参画社会の実現に向けて、一定の進展が見られるところです。

しかしながら、指導的地位において女性の占める割合は依然として低く、固定的な性別役割分担意識も根強く残っているなどの課題が残されており、引き続き取組が必要です。

さらなる施策の推進のため、令和3年3月、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」を策定しました。

本計画に基づき、男女共同参画・女性活躍の視点を本市のあらゆる施策に反映して取組を進めるとともに、市民、企業・団体、関係機関の皆様の幅広い理解・協力を得ながら、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていきます。

計画の性格

本計画は、「大阪市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画を推進するための総合的な計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく基本計画にもあたります。

男女共同参画社会基本法

大阪市男女共同参画推進条例

女性活躍推進法

DV防止法

大阪市男女共同参画基本計画

計画期間：令和3～7年度

男女共同参画をとりまく課題

企業における女性の活躍

指導的地位における女性の割合は依然として低く、固定的性別役割分担意識も根強く残っています。

新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による、雇用・就業への影響、DVの増加・深刻化など、特に女性に対する社会的・経済的影響の懸念があります。

少子高齢化の進行

少子高齢化が進む中、さらなる女性の活躍が求められています。

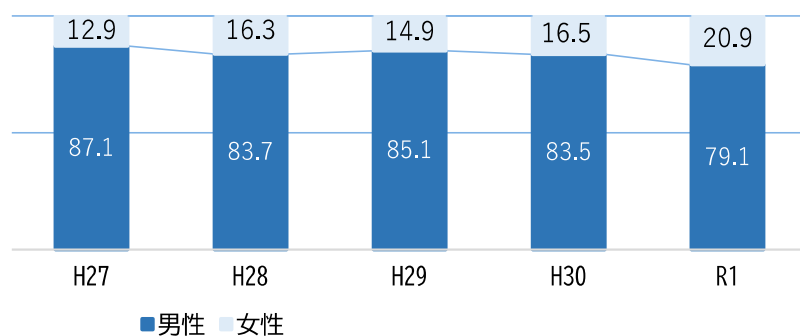
SDGs

「ジェンダー平等の実現」など SDGs の推進等に的確に対応していく必要があります。



ご存知ですか？ 大阪府における女性の就業状況

●管理的職業従事者※に占める男性と女性の割合(%) (大阪府) ●



※管理的職業従事者とは
経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事する者

資料：各年「労働力調査」(総務省)

●女性の雇用者に占める非正規雇用の割合●

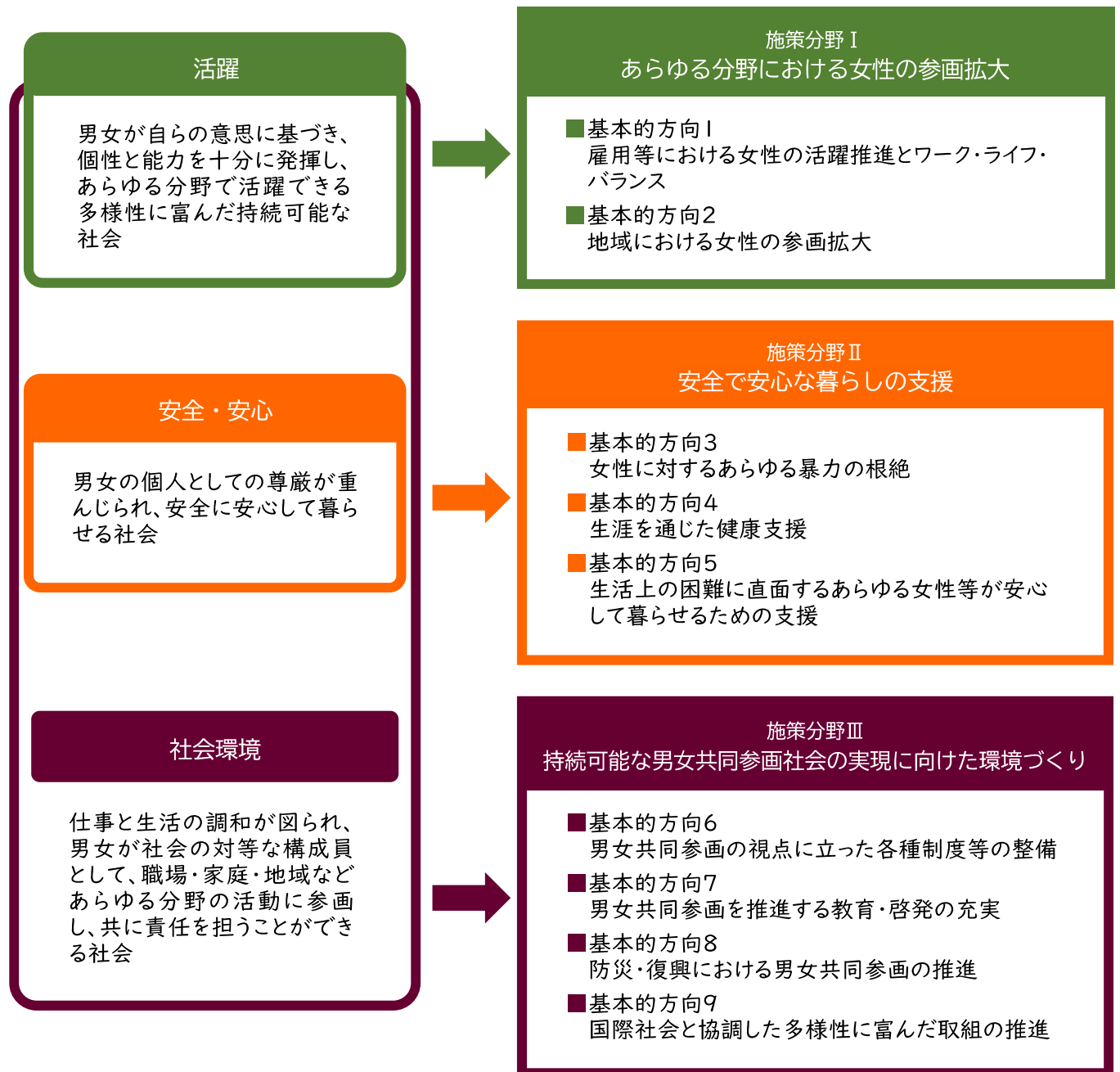
区分 (役員を除く雇用者)	令和元年平均			
	全国		大阪府	
	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員	正規の 職員・従業員	非正規の 職員・従業員
男性	77.2%	22.8%	75.4%	24.6%
女性	44.0%	56.0%	41.1%	58.9%
男女計	61.8%	38.2%	59.1%	40.9%

資料：令和元年「労働力調査」(総務省)

施策の推進

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会を実現していくため、「3つの目標とする社会」「3つの施策分野」を設定し、5年間の数値目標となる成果指標を定め、計画の効果的な実施を図ります。



計画の推進体制

- ★ 庁内に設置した推進本部を活用した関係部局との連携、男女共同参画審議会からの意見反映、関係機関・団体との連携強化により、施策の効果的な推進を図ります。
- ★ 地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点として、市内5カ所の男女共同参画センター（クレオ大阪）を活用していきます。

施策分野Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本的方向Ⅰ 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス

成果指標	現状値	目標値
大阪府と全国平均女性（15歳～）の就業率の差	1.2 ポイント	全国平均を上回る
大阪府と全国平均女性（35～44歳）の就業率の差	5.1 ポイント	全国平均を上回る
女性の継続就労を進めている企業の割合	78.4%	90%以上
男女間賃金格差（大阪府）	74.0%	80%以上
管理的職業従事者における女性の割合（大阪府）	20.9%	30%以上
大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証累計件数	493 件	1,000 件以上
家事・育児の役割分担満足度	—	70%以上
大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率	10.1%	30%
大阪市役所（市長部局）の係長以上管理職に占める女性の割合（事務系）	26.6%	30%
市の審議会等において女性委員の占める割合	36.0%	40%以上

【具体的取組（抜粋）】

- (1) 企業における女性の活躍推進
 - ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業」等の先進的取組事例の情報や企業間の交流機会の提供
 - ・中小企業等に対する女性活躍推進に取り組む意義・必要性の啓発及び取組支援
 - ・長時間労働の是正やテレワークによる働き方の見直しなど、男女がともに働き続けやすい職場環境づくりの啓発・支援
 - ・男性の家庭参画に向けた意義や必要性の啓発及びノウハウの提供
- (2) 女性の多様な働き方の実現
 - ・仕事と家庭の両立についての様々な情報提供や、セミナーの開催
 - ・未就業女性に対する個々の状況に応じた就職支援
- (3) 大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大
 - ・男性職員の育児参加の促進に向けた制度の周知や情報提供、休暇等を取得しやすい職場づくり
 - ・意欲、能力、実績を持った女性職員の積極的な管理職への登用

基本的方向2 地域における女性の参画拡大

成果指標	現状値	目標値
地域活動において女性の参画が進んでいると答えた市民の割合	—	60%以上

【具体的取組（抜粋）】

- (1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり
 - ・地域活動において、方針決定過程における女性の参画の重要性について啓発
- (2) 地域で活躍する女性の育成・支援
 - ・「女性チャレンジ応援拠点」の運営

施策分野Ⅱ 安全で安心な暮らしの支援

基本的方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

成果指標	現状値	目標値
配偶者・パートナー間において「なぐる・ける」だけではなく、「メールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」をDVとして認識する市民の割合	56.5%	80%以上
「デートDV」という言葉を知っている市民の割合	—	80%以上
配偶者等からの暴力にかかる相談窓口の認知度	—	80%以上

【具体的取組（抜粋）】

- 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間における積極的な周知啓発活動
 - ・学校教育の場において、啓発教材を活用したデートDV防止の啓発・予防教育授業を実施
 - ・各種広報媒体を活用した相談窓口の広報・周知
- DV被害者と家族への支援
 - ・社会福祉施設を活用した緊急一時保護
 - ・関係機関と連携したDV被害者の支援
 - ・被害を受けたり、「暴力をふるってしまう」など様々な悩みを持つ男性への相談支援

基本的方向4 生涯を通じた健康支援

成果指標	現状値	目標値
がん検診受診率（市民全体） 大阪市がん検診受診者	—	①～⑤ 各 50%以上
①乳がん （40歳以上女性）	①43,441人	①53,700人以上
②子宮頸がん （20歳以上女性）	②55,586人	②75,900人以上
③胃がん （40歳以上）	③27,333人	③46,500人以上
④大腸がん （40歳以上）	④66,445人	④109,400人以上
⑤肺がん （40歳以上）	⑤54,642人	⑤69,700人以上 （いずれも令和5年度）

【具体的取組（抜粋）】

- 女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進
 - ・子宮頸がん、乳がんや更年期の心身の健康問題についての検診の受診や疾病に関する正しい知識などの啓発・情報発信等
- 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ・早期発見・早期治療につながるがん検診等の受診の啓発

基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

成果指標	現状値	目標値
女性（25～44歳）の就業率（大阪府）	73.8% （全国：77.7%）	全国平均を上回る

【具体的取組（抜粋）】

- 生活上の困難に直面する女性等への自立支援
 - ・ひとり親家庭及び寡婦の方に対する相談・情報提供機能の充実や就業支援
- 高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備
 - ・地域の見守りネットワークの強化、障がい者への就労支援
- 性の多様性の尊重についての啓発の推進等
 - ・大阪市パートナーシップ宣誓証明制度の実施

施策分野Ⅲ **持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり**

基本的方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

成果指標	現状値	目標値
保育所等の利用定員数	59,151 人 (R2.4.1 現在)	64,634 人 (R6.4.1 現在)
病児・病後児利用確保数 (延べ人数)	40,117 人日	43,360 人日 (令和 6 年度)
女性の悩み相談の認知度	44.0%	60%以上

【具体的取組(抜粋)】

- (1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備
 - ・変動する保育ニーズへ柔軟に対応するための入所枠の確保
 - ・居宅・施設サービス等介護の支援基盤の充実
- (2) 相談体制の充実
 - ・女性総合相談、男性の悩み相談の実施、相談窓口の広報・周知

基本的方向7 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実

成果指標	現状値	目標値
社会全体として男女が平等であると思う市民の割合	13.3%	25%以上
男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合	35.1%	30%以下
平日において、家事・育児に費やす時間が 30 分を超える市民の割合 (20 歳～40 歳代男性)	①家事 47.6% ②育児 46.4%	①家事 70%以上 ②育児 70%以上

【具体的取組(抜粋)】

- (1) 男女共同参画の理解促進、情報発信
 - ・小中学校における男女平等教育の推進
 - ・男女共同参画センターにおける情報提供、啓発事業実施
- (2) 男性・女性の意識改革の促進
 - ・固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の実施
- (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ・理工系分野における女性参画推進のための取組

基本的方向8 防災・復興における男女共同参画の推進

成果指標	現状値	目標値
地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合	—	70%以上

【具体的取組(抜粋)】

- ・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進
- ・地域防災活動における女性参画の重要性の啓発

基本的方向9 国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進

【具体的取組】

- (1) 男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信 … 男女共同参画に関する国際的な取組等の情報発信
- (2) 多文化共生の視点を踏まえた女性への支援 … 多言語での生活支援や相談窓口の情報提供

大阪市立男女共同参画センター		
館名／電話	所在地／最寄り駅	
男女共同参画センター中央館 (クレオ大阪中央) ☎06-6770-7200	天王寺区上汐5-6-25 大阪メトロ谷町線「四天王寺前太陽ヶ丘」駅 徒歩約3分	
男女共同参画センター子育て活動支援館 (クレオ大阪子育て館) ☎06-6354-0106	北区天神橋6-4-20(7階) 大阪メトロ谷町線・堺筋線「天神橋筋六丁目」駅 直結 JR大阪環状線「天満」駅 徒歩約10分	
男女共同参画センター西部館 (クレオ大阪西) ☎06-6460-7800	此花区西九条6-1-20 JR大阪環状線・阪神なんば線「西九条」駅 徒歩約5分	
男女共同参画センター南部館 (クレオ大阪南) ☎06-6705-1100	平野区喜連西6-2-33 大阪メトロ谷町線「喜連瓜破」駅 徒歩約5分	
男女共同参画センター東部館 (クレオ大阪東) ☎06-6965-1200	城東区鳴野西2-1-21 JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋」駅 徒歩約7分 大阪メトロ長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅 徒歩約9分 京阪本線「京橋」駅 徒歩約11分	

ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談機関一覧				
	相談窓口	電話	受付時間	
DVに関する こと	大阪市配偶者暴力相談支援センター	☎06-4305-0100 メール（詳細は大阪市 HP）	9時30分～17時 土・日・祝日・年末年始を除く	
	大阪府女性相談センター (大阪府配偶者暴力相談支援センター)	☎06-6949-6022	9時～20時 祝日・年末年始を除く	
		☎06-6946-7890	24時間 365日対応	
	DV相談+（プラス）（内閣府）	※詳細は内閣府 HP	電話・メール 24時間受付 チャット相談 12時～22時	
	DV相談ナビ（内閣府）	短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」 ※詳細は内閣府 HP		
	各区役所保健福祉センター	※詳細は各区役所 HP	9時～17時30分 土・日・祝日・年末年始を除く	
	各警察署生活安全課	緊急時は110番	24時間受付	
悩み全般	クレオ大阪 女性総合相談センター	電話相談専用 06-6770-7700 総合受付・面接予約電話 06-6770-7730 メール（詳細はクレオ大阪 HP）	火～土曜日 10時～20時30分 日祝日 10時～16時	
	クレオ大阪 男性の悩み相談	電話相談専用 06-6354-1055 面接予約電話 06-6770-7723	金曜日 19時～21時 第3日曜日 11時～17時	
	大阪府 女性のための SNS 相談	※詳細は大阪府 HP		
性犯罪被害	性暴力救援センター・大阪 SACHIKO	☎072-330-0799 短縮ダイヤル「#8891（はやくワンストップ）」	24時間受付	
	性暴力に関する SNS 相談 Cure Time（キュアタイム）	※詳細は内閣府 HP		

※令和3年4月現在実施している事業をもとに作成しています。諸事情により、時間等が変更している場合がありますので
詳細については、大阪市 HP 等で最新情報をご確認ください。